

2004年(平成16年) 3月18日

藤沢市長 山本捷雄様

藤沢市情報公開審査会
会長 高井巖

情報公開請求に対する一部承諾決定処分に関する異議申立てについて(答申)

2003年(平成15年)4月25日付けで諮問された「2/8:大鋸マンション『開発行為許可承継』に関する 1)マルヤ不動産からの申請書類一式 2)マルヤ不動産への承継許可証」の情報公開請求に対する一部承諾決定処分の件について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

藤沢市長(以下「実施機関」という。)が、「2/8:大鋸マンション『開発行為許可承継』に関する 1)マルヤ不動産からの申請書類一式 2)マルヤ不動産への承継許可証」(以下「本件文書」という。)の情報公開請求に対し、2003年(平成15年)2月28日付けでした一部承諾決定処分のうち、非公開とした部分は、役員の年齢、印鑑証明書中の生年月日を除き、公開すべきである。

2 事実

(1)異議申立人は、2003年(平成15年)2月14日付けで、実施機関に対し、藤沢市情報公開条例(平成13年藤沢市条例第3号。以下「条例」という。)第10条の規定により、本件文書について情報公開請求を行った。

- (2) 実施機関は、同年2月28日付けで、異議申立人に対し、一部承諾決定を行った。
- (3) 異議申立人は、同年4月23日付けで、実施機関に対し、一部承諾決定とした処分の取消しを求める異議申立てを行った。
- (4) 実施機関は、同年4月25日付けで、藤沢市情報公開審査会（以下「審査会」という。）に対し、条例第18条の規定により、本件異議申立てについて諮問した。

3 異議申立人の主張要旨

- (1) 条例の本旨は、行政の説明責任と市民の知る権利を保障するものであり、条例第6条第1号及び同条第2号の解釈にあたっては、上記本旨とプライバシー保護とのバランスを図るべきである。
- (2) 本件の非公開部分のうち、(2)前年度事業量、(3)資産総額、(4)前年の法人税又は所得税、(5)前年の法人事業税、(7)工事監理者の住所及び氏名、(11)法人税の納税申告額、(12)法人税の更正・決定後の額、(13)法人税の納付済額、(14)法人税の未納税額、(15)法人税の法定納期限等、(19)決算報告書の金額、(20)資金計画書の内容は、2001年（平成13年）9月14日付けでなされた情報公開一部承諾決定において公開決定がなされている事項であり、本件においてのみ非公開とすべき理由がない。

4 実施機関の主張要旨

非公開とした(2)乃至(21)及び(23)乃至(26)は、以下の理由により、条例第6条第1号又は同条第2号に該当する。

なお、(1)担当者の印影及び(22)残高証明書の科目は、本来公開すべきものを誤まって非公開とした。

(a) 条例第6条第1号に該当するもの

(7)工事監理者の住所及び氏名、(8)役員の年齢、(10)生年月日は、戸籍・身分に関する情報であり、(9)役員の在社年数は職歴に関する情報であって、個人の権利利益を害するおそれがあるので、条例第6条第1号に該当する。

(b) 条例第6条第2号に該当するもの

(2)前年度事業量は経理に関する情報、(3)資産総額は資産内容に関する情報、(4)前年の法人税、(5)前年の法人事業税、(11)法人税の納税申告額、(12)法人税の更正・決定後の額、(13)法人税の納付済額、(14)法人税の未納税額、(15)法人税の法定納期限等、(16)法人事業税の課税額、(17)法人事業税の納付済額、及び(18)法人事業税の未納額については金銭の出納に関する情報、(19)決算報告書、及び(23)残高証明書の金額は経営状態に関する情報、(20)資金計画書の内容は資金調達計画に関する情報であって、法人の事業上の活動利益を著しく侵害するおそれがあるので、条例第6条第2号に該当する。

また、(6)主たる取引金融機関、(21)借入金の借入先、(24)残高証明書の銀行名、及び(26)融資証明書の証明者名は取引の相手方に関する情報であり、(25)融資証明書の金額は債務に関する情報であって、信用上不利益を与えるおそれがあるので、条例第6条第2号に該当する。

5 審査会の判断理由

(1)本件文書の性格

本件文書は、藤沢市大鋸におけるマンション建設を目的とする1997年(平成9年)11月12日開発許可(2002年(平成14年)6月7日変更)につき、申請者マルヤ不動産株式会社が平成15年1月17日付けで行った開発許可承継承認申請の申請書及び添付書類であり、添付書類は、申請者の資力及び信用に関する申告書(法人税及び事業税の納税証明書、法人の印鑑証明書、決算報告書添付)、事業経歴・事業実績、資金計画書(残高証明書、融資証明書添付)、開発行為の施行等の同意書等が含まれる。

(2)非公開理由の存否

条例第6条第1号該当性

条例第6条第1号該当を理由として非公開決定がなされた事項のうち、(7)工事監理者の住所及び氏名、(9)役員の内在社年数は、法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、条例第6条第1号に該当しない。

また、(1)担当者の印影は、条例第6条第1号ウ公務員の職務の遂行に

関する情報であって当該公務員の氏に関する情報であるから、非公開情報に該当しない。

なお、(8)役員の年齢、(10)印鑑証明書中の生年月日は、個人の戸籍・身分に関する情報であり、条例第6条第1号に該当する。

条例第6条第2号該当性

法人情報については、個人情報とはプライバシーの要保護性及び公益性の程度を異にすることから、条例第6条第2号は、公開することによって当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものに限り、非公開とする旨定めている。

正当な利益を害するおそれとは、事業上の活動利益を著しく侵害することをさすところ、これは単に侵害の可能性が存することだけでは足りず、著しく侵害される蓋然性が相当程度存することが必要である。

この点につき、実施機関が意見陳述で、事業上の活動利益を著しく侵害するおそれとしてあげるのは、(2)前年度事業量は、その多寡が社会的評価の裏づけとなり風評とつながることによって事業活動に支障が出ることもある、(6)主たる取引金融機関については、当該事業に反対する者が取引先に対して圧力をかけたという実例があったと聞いている、という点である。しかし、事業量の多寡が当該法人等の社会的評価にあたっての一判断要素となることはむしろ当然のことであって、そのことが法人等の事業上の活動利益を著しく侵害することにはならない。また、実施機関は、取引先金融機関名が明らかになることにより、事業に反対する者が金融機関に圧力をかけたことがあるというが、具体的に証明されたものではなく、それが当該法人等の事業活動の実質的な障害となるとはいえない。

また、他の項目についても、公開によって事業上の活動利益が著しく侵害されるとは認められない。

加えて、(2)前年度事業量、(3)資産総額、(4)前年の法人税又は所得税、(5)前年の法人事業税、(7)工事監理者の住所及び氏名、(11)法人税の納税申告額、(12)法人税の更正・決定後の額、(13)法人税の納付済額、(14)法人税の未納税額、(15)法人税の法定納期限等、(19)決算報告書の金額、(20)資金計画書の金額は、2001年(平成13年)9月14日付けでな

された情報公開一部承諾決定において公開決定がなされているが、公開による支障は認められない。

(3) 本件審査の対象

2003年(平成15年)2月28日付け情報公開一部承諾決定通知書には、公開することができない部分として、(21)借入金の借入先が掲げられているが、同日付けで公開がなされているので、本件審査手続における判断の対象とならない。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

以 上

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容 等
2003. 2.14	・ 情報公開請求書受付
2.28	・ 情報公開一部承諾決定処分
4.23	・ 情報公開異議申立書受理
4.25	・ 市長から審査会に諮問書の提出及び異議申立人に諮問をした旨の通知
4.25	・ 審査会から市長に非公開理由説明書の提出要請
5. 9	・ 市長から審査会に非公開理由説明書の提出
5.14	・ 審査会から異議申立人に非公開理由説明書の写しを送付及び意見書の提出要請
5.26	・ 異議申立人から審査会に意見書の提出
6.20	・ 審議
7.25	・ 審議
9.12	・ 審議
11. 7	・ 審議
12.19	・ 審議
2004. 1.21	・ 審議
2.26	・ 審議
3.18	・ 答申

第10期藤沢市情報公開審査会委員名簿

(任期 2004.2.1 ~ 2006.1.31)

会長

会長職務代理者

氏名	役職名等
小澤 弘子	・ 弁護士
金井 恵里可	・ 文教大学国際学部助教授
高井 巖	・ (元)㈱厚木テレコムパーク常勤監査役
安富 潔	・ 慶應義塾大学法学部教授

(50音順)